

修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十四号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第八項中「指定医療機関(」を「指定発達支援医療機関(」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関をいう。」を「指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。」に、「指定医療機関として」を「指定発達支援医療機関として」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。